

2022年（令和4年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報の保護に関する条例の廃止及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について（答申）

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報の保護に関する条例の廃止及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について、2022年（令和4年）9月1日付けで諮問（第1156号）されたことから、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例の廃止及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定については、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

条例の廃止及び法の施行等に関する条例の制定に係る実施機関の説明は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

2021年（令和3年）5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正されることとなった。

現在、地方公共団体の個人情報保護制度はそれぞれ条例等で規定されているが、今回の法改正により、法の規定が地方公共団体に直接適用されることとなるため、地方公共団体では、令和5年4月1日の法施行までの間に、条例の改廃等を検討し、対応を図ることが必要となる。

以上のことから、法の改正に伴う本市の対応について、条例第54条第2項の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 法改正に伴う対応について

ア 藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「藤沢市個人情報保護条例」という。）の廃止

令和3年法改正は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応

するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。

法と藤沢市個人情報保護条例における規定を照らし合わせたところ、現在藤沢市個人情報保護条例で規定している定義や、個人情報の取扱い等、大部分に法の規定が直接適用されることとなる。法と重複する規定を条例で定めることは許容されないこと、また、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自の規定を定めることは許容されないことから、法の施行に伴い、藤沢市個人情報保護条例を廃止することを考えている。

イ 藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（仮）（以下「施行条例」という。）の制定

法についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」という。）等により示された、地方公共団体が条例で定めることが想定される事項や、条例で定めることが許容される事項等について規定し、個人情報を取扱う事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るため、法の施行条例を制定する必要があると考えている。

(3) 法と施行条例との関係について

ア 法において、条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項

(ア) 開示等請求における手数料

法第89条第2項の規定の趣旨に沿い、開示請求をする者が地方公共団体の機関に対して請求を行う場合に納める手数料について、条例に規定するものである。

本市においては、現行と同様に、保有個人情報の開示請求をする際の手数料は無料とし、写しの交付を行う場合には、写しの作成及び送付に要する費用を申し受けることを施行条例に定めることを予定している。

(イ) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

法第119条第3項及び第4項の規定の趣旨に沿い、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を結ぶ場合の手数料を条例に規定するものである。

本市においては、行政機関等匿名加工情報の利用提供制度の開始時期が定まっていないことから、利用提供を開始する際に、施行条例で定めることを予定している。

イ 条例で定めることが許容されている事項

(ア) 「条例要配慮個人情報」の内容

法第60条第5項の規定において、地方公共団体の機関が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として地方公共団体の条例で定めることが許容されている。

本市においては、当該条文を規定する予定はない。

(イ) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

法第75条第5項の規定において、地方公共団体の機関においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能とされている。

本市においては、個人情報取扱事務登録簿に準ずる様式を利用し、法第61条に規定される個人情報の利用目的の特定等、各課における個人情報の取扱いに関する記録・管理に使用するための帳簿を作成することを予定している。

(ウ) 開示等請求における不開示情報の範囲

法第78条第2項の規定においては、地方公共団体の機関における情報公開は情報公開条例に基づき行われるものであり、法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報は不開示情報から除外するとともに、情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして施行条例で定めるものは、不開示情報として、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。

本市においては、藤沢市情報公開条例（平成13年条例第3号）第6条第1号ウにおいて非公開情報から除くことを規定された、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときの公務員の氏名について、施行条例で定めることを考えている。

(エ) 開示請求等の手続

法第107条第2項、第108条の規定において、地方公共団体の機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について、条例で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることを可能としている。藤沢市個人情報保護条例では、開示請求から決定までを15日、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の延長期間を45日と定めており、合計の期間は60日となっている。法改正後においても適正な事務の遂行に必要な日数を藤沢市個人情報保護条例と同程度確保するため、法の規定と同様に、開示請求から決定までを30日、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の延長期間を30日と定め、合計期間を60日とすることを予定しており、法が直接適用されることから、施行条例での規定は行わないことを考えている。

なお、訂正決定等、利用停止決定等については藤沢市個人情報保護条例においても法と同様に請求から決定までを30日、延長期間を30日としており、法の改正後も変更は予定していない。また、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、藤沢市個人情報保護条例においては既定のなかった事項だが、法の改正により、請求から決定までを30日、延長期間を30日として新たに規定されるものである。

(オ) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問

法第129条の規定において、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとしている。

本市においては、当該規定を施行条例に規定することを予定している。

- (カ) 単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

ガイドラインにおいて、単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例に定めることが許容されている。

本市においては、実施機関の定義及び議会への運用状況の報告について施行条例に定めることを予定している。

- ウ 条例で独自の規定を定めることが許容されない事項

- (ア) 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定

法第2条において「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされている。

- (イ) 法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定

個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例に独自の規定を置くことは許容されない。したがって、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することはできない。

- (ウ) 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定

法においては、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定を設けておらず、これに反して本人からの直接取得に限定するよう規定することは許容されていない。

- (エ) オンライン結合に特別の制限を設ける規定

令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものである。法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることとはしていない。

「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されていない。

- (オ) 目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定  
地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という法の趣

旨に反するため、類型的に審議会に諮問する旨を定めることは許容されていない。

(カ) 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定

法第83条において、開示決定等は開示請求があった日から30日以内に、また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができるとしている。条例に規定することにより、開示決定等の期限及びそれを延長できる日数を、それぞれ30日より短い日数とすることは認められているが、法の規定を超えて処理期間を延長する規定を定めることは、許容されていない。

(キ) 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

出資法人や指定管理者については、いずれも法第4章の個人情報取扱事業者等に対する規律が適用されることから、行政機関等の個人情報の取扱いに係る法の規定を準用するなど、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を条例に置くことは許容されていない。

(ク) 法と重複する内容の規定

法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした法の趣旨に照らし、許容されていない。

エ 施行予定年月日

2023年（令和5年）4月1日

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) 法改正に伴う対応について

ア 藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「藤沢市個人情報保護条例」という。）の廃止

実施機関の説明によると、令和3年法改正は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としており、法と藤沢市個人情報保護条例における規定を照らし合わせたところ、現在藤沢市個人情報保護条例で規定している定義や、個人情報の取扱い等、大部分に法の規定が直接適用されることとなるため、法と重複する規定を条例で定めることは許容されないこと、また、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自の規定を定めることは許容されないことから、法の施行に伴い、藤沢市個人情報保護条例を廃止することを考えているとのことである。

以上のことから判断すると、法の施行に伴い、藤沢市個人情報保護条例を廃

止することは妥当であると認められる。

イ 藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（仮）（以下「施行条例」という。）の制定

実施機関の説明によると、法についてのガイドライン等により示された、地方公共団体が条例で定めることが想定される事項や、条例で定めることが許容される事項等について規定し、個人情報を取扱う事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るため、法の施行条例を制定する必要があると考えているとのことである。

以上のことから判断すると、法の施行条例を制定することは、妥当であると認められる。

(2) 法と施行条例との関係について

ア 法において、条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項

(ア) 開示等請求における手数料

実施機関の説明によると、法第89条第2項の規定の趣旨に沿い、開示請求をする者が地方公共団体の機関に対して請求を行う場合に納める手数料について、条例に規定するものであるが、本市においては、現行と同様に、保有個人情報の開示請求をする際の手数料は無料とし、写しの交付を行う場合には、写しの作成及び送付に要する費用を申し受けることを施行条例に定めることを予定しているとのことである。

以上のことから判断すると、保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とすることは、妥当であると認められる。

(イ) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

実施機関の説明によると、法第119条第3項及び第4項の規定の趣旨に沿い、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を結ぶ場合の手数料を条例に規定する必要があるが、本市においては、行政機関等匿名加工情報の利用提供制度の開始時期が定まっていないことから、利用提供を開始する際に、施行条例で定めることを予定しているとのことである。

以上のことから判断すると、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を結ぶ場合の手数料を利用提供の開始まで施行条例に規定しないことは、妥当であると認められる。

イ 条例で定めることが許容されている事項

(ア) 「条例要配慮個人情報」の内容

実施機関の説明によると、法第60条第5項の規定において、地方公共団体の機関が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として地方公共団体の条例で定めることが許容されているが、本市においては、当該条文を規定する予定はないとのことである。

以上のことから判断すると、条例要配慮個人情報を規定しないことは、妥当であると認められる。

(イ) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

実施機関の説明によると、法第75条第5項の規定において、地方公共団体の機関においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能とされており、本市においては、個人情報取扱事務登録簿に準ずる様式を利用し、法第61条に規定される個人情報の利用目的の特定等、各課における個人情報の取扱いに関する記録・管理に使用するための帳簿を作成することを予定しているとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報取扱事務登録簿に準ずる様式を利用し、法第61条に規定される個人情報の利用目的の特定等、各課における個人情報の取扱いに関する記録・管理に使用するための帳簿を作成することは、妥当であると認められる。

(ウ) 開示等請求における不開示情報の範囲

実施機関の説明によると、法第78条第2項の規定においては、地方公共団体の機関における情報公開は情報公開条例に基づき行われるものであり、法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報は不開示情報から除外するとともに、情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして施行条例で定めるものは、不開示情報として、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としていることから、本市においては、藤沢市情報公開条例（平成13年条例第3号）第6条第1号ウにおいて非公開情報から除くことを規定された、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときの公務員の氏名について、施行条例で定めることを考えているとのことである。

以上のことから判断すると、藤沢市情報公開条例（平成13年条例第3号）第6条第1号ウにおいて非公開情報から除くことを規定された、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときの公務員の氏名について、施行条例で定めることは、妥当であると認められる。

(エ) 開示請求等の手続

実施機関の説明によると、法第107条第2項、第108条の規定において、地方公共団体の機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について、条例で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることを可能としており、藤沢市個人情報保護条例では、開示請求から決定までを15日、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の延長期間を45日と定めており、合計の期間は60日となっていることから、法改正後においても適正な事務の遂行に必要な日数を藤沢市個人情報保護条例と同程度確保するため、法の規定と同様に、開示請求から決定までを30日、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の延長期間を30日と定め、合計期間を60日とすることを予定しており、法が直接適用されることから、施行条例での規定は行わないことを考えているとのことである。

なお、訂正決定等、利用停止決定等については藤沢市個人情報保護条例に

においても法と同様に請求から決定までを30日、延長期間を30日としており、法の改正後も変更は予定しておらず、また、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、藤沢市個人情報保護条例においては既定のなかった事項だが、法の改正により、請求から決定までを30日、延長期間を30日として新たに規定されるとのことである。

以上のことから判断すると、開示請求等の手続について、当該規定を施行条例に規定しないことは、妥当であると認められる。

- (オ) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問

実施機関の説明によると、法第129条の規定において、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができることから、本市においては、当該規定を施行条例に規定することを予定しているとのことである。

以上のことから判断すると、当該規定を施行条例に規定することは、妥当であると認められる。

- (カ) 単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

実施機関の説明によると、ガイドラインにおいて、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例に定めることが許容されていることから、本市においては、実施機関の定義及び議会への運用状況の報告について施行条例に定めることを予定しているとのことである。

以上のことから判断すると、実施機関の定義及び議会への運用状況の報告について施行条例に定めることは、妥当であると認められる。

- ウ 条例で独自の規定を定めることが許容されない事項

- (ア) 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定

実施機関の説明によると、法第2条において「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされているとのことである。

以上のことから判断すると、死者に関する情報を条例で個人情報に含めないことは、妥当であると認められる。

- (イ) 法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定

実施機関の説明によると、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例に独自の規定を置くことは許容されないことから、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することはできないとのことである。

以上のことから判断すると、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報につ

いて法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを条例に規定しないことは、妥当であると認められる。

(ウ) 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定

実施機関の説明によると、法においては、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定を設けておらず、これに反して本人からの直接取得に限定するよう規定することは許容されていないとのことである。

以上のことから判断すると、条例に個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定を設けないことは、妥当であると認められる。

(エ) オンライン結合に特別の制限を設ける規定

実施機関の説明によると、令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものであり、法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることとなる。オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていないことにより、「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されていないとのことである。

以上のことから判断すると、条例において「オンライン結合」を制限する規定を設けないことは、妥当であると認められる。

(オ) 目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定

実施機関の説明によると、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という法の趣旨に反するため、類型的に審議会に諮問する旨を定めることは許容されていないとのことである。

以上のことから判断すると、条例において個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行う規定を設けないことは、妥当であると認められる。

(カ) 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定

実施機関の説明によると、法第83条において、開示決定等は開示請求があった日から30日以内に、また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができるとしており、条例に規定することにより、開示決定等の期限及びそれを延長できる日数を、それぞれ30日より短い日数とすることは認められているが、法の規定を超えて処理期間を延長する規定を定めることは、許容されていないとのことである。

以上のことから判断すると、法の規定を超えて処理期間を延長する規定を定めないことは、妥当であると認められる。

(キ) 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

実施機関の説明によると、出資法人や指定管理者については、いずれも法

第4章の個人情報取扱事業者等に対する規律が適用されることから、行政機関等の個人情報の取扱いに係る法の規定を準用するなど、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を条例に置くことは許容されないとのことである。

以上のことから判断すると、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を条例に定めないことは、妥当であると認められる。

(ク) 法と重複する内容の規定

実施機関の説明によると、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした法の趣旨に照らし、許容されないとのことである。

以上のことから判断すると、法と重複する内容の規定を条例で定めないことは、妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、上記の趣旨を踏まえ、条例の廃止及び施行条例の制定については、妥当であると認められる。

以 上